



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、  
ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

## 受託者死亡と後継受託者の定め ～ 実務上の工夫

一般的に信託は、受益者が亡くなるまで続きます。その間、受託者が財産管理をしますので、信託において受託者は必要不可欠な存在となります。しかし、受託者も人間ですから、病気に罹ったり事故に遭ったりして亡くなることも考えられます。そうすると、信託事務を遂行することができなくなりますから、新しい受託者を選任する必要があります。

後継受託者の選任方法について信託法は「委託者及び受益者の合意により、新受託者を選任することができる」と規定していますが、委託者や受益者が高齢の場合などでは、後継受託者を選任し

ようとしてもすでに判断能力が減退しており、選任手続きそのものができるケースも考えられません。このような場合に備え、信託法では「裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる」という規定を用意していますが、どうしても空白期間が生じてしまいます。

ところで、後継受託者が選任されるまでの間に急迫な信託事務の遂行を要するケース、たとえば自然災害で破損した建物を補修するような場合が想定できますが、このような場合に誰がどのように対応すべきということは、信託法には規定されていません。つまり、後

継受託者の選任が滞った場合、信託事務の遂行に支障が生じることも考えられるわけです。

このような事態に備えるため、あらかじめ信託条項の中に「受託者 A の任務が終了したときは、B を後継受託者とする」等の方法により、後継受託者を定めておくことを検討しましょう。このような条項を定めておくことにより、受託者が死亡しても、信託条項に従ってスキームレスに後継受託者が選任されるため、事務処理に支障は生じません。

将来起こり得る事態を想定した万全の信託条項を検討することが必要となるのです。

ご存知ですか？  
相続法が変わります！

家財の管理・承継という観点では、信託と相続はセットで考えなければなりません！  
新コーナーでは、改正論点をわかりやすくご説明します。

### ここがポイント！「自分で書く遺言」が、使いやすくなります！

今回の改正により、公証役場で作成してもらう遺言ではなく、自分で書く「自筆証書遺言」の利用が増加しそうです。  
これまでの自筆証書遺言は、①全文、②日付、③氏名をすべて自筆で書くことが必要とされていました。手が不自由なため、不動産や預金などを特定するのに多くの文字を書くことに躊躇する方も少なくありませんでした。  
改正法でも②③の自筆は必要ですが、①の一部が緩和され、遺産の特定について自筆要件が撤廃されました。したがって、不動産や預金などを特定する情報については、パソコンで作成したり、登記事項証明書や通帳のコピーを合綴したりすることも可能となりますね！  
ただし、従来から指摘されているとおり、表現方法によっては実際の名義変更の場面で支障が生じる懸念は改正後も同様ですので、遺言を書く際には司法書士にご相談いただくことをお勧めします。

## 事件簿

とかく事務作業の連続と思われがちな司法書士業務ですが、依頼者との関係を通じて数多くのドラマが展開されています！！

### 訴訟～涉外

それは、行政書士のAからの電話により始まりました。Aは甲土地の所有者であるXから農地転用の依頼を受け、甲土地の登記事項証明書を取得したところ、個人Yを名義人とする明治時代に登記された抵当権が存在していました。

Aはどう対処してよいのか困惑した様子でしたが、この手の登記は、実は司法書士としてはさほど珍しいものでもなく「抹消する方法はあるから、特に慌てなくても大丈夫ですよ」と回答しました。もっとも、おそらくYはすでに亡くなっていることでしょう。このような「休眠担保権」を抹消する際には、Yの相続人調査の可否が重要な要素となります。というのも、Yの相続人が明らかであれば相続人全員から抹消手続きに協力を求める必要がある一方、戸籍を調査しても相続人が明らかとならない場合には、比較的簡便な手続きが利用できるからです。

「簡便な手続きが利用できないだろうか？」という私の思惑に反し、戸籍の調査によりYの相続人はあっさりとは判明しました。このため、相続人全員から協力を求めなくてはなりません。直接印鑑をいただいてもよいのですが、人数も数十人と多数に上るうえに全国各地に点在していたため、今回は訴訟を利用することとしました。

「抹消登記をせよ」という判決があれば、相続人全員から協力を得たのと同じ効果があるからです。ただし、気がかりであったのは、相続人Y1が90歳を超えていることでした。

私の不安は的中しました。裁判所が相続人全員に対して訴状を発送した数日後、Y1の夫から「Y1は死亡した」と連絡があったのです。この場合、訴訟の進行は中断します。手続きを再開させるには、Y1の相続人を確定しなければなりません・・・

実はこの案件、ここからが長かったです。Y1の両親は日本人ですが、台湾人と結婚しました。



戦後、日本人が台湾人の戸籍を取得すると日本国籍ではなくなる時代があったのですが、Y1の結婚はまさにこの時代のものでした。日本国籍を失ったY1は、日本の戸籍から削除されます。その20年後、Y1は帰化の手続きを経て再び日本国籍を取得し、日本の戸籍に登録されました。しかし、台湾で子どもを産んだ可能性があるため、相続人確定のためには台湾の戸籍も必要となるのです。

台湾戸籍の取得は、たいへん難航しました。紙面の都合上、その顛末を明らかにすることは叶わないのですが、「国」ではなく「地域」である台湾に大きな壁を感じた事件でした。

### 新年のご挨拶



新年、明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年もなお一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

さて、当グループは、本年も、定期的に有益な情報を発信しながら、無料相談会やセミナーを開催し、民事信託に限らず、相続や老後の財産管理など、将来の不安について幅広い相談に対応させていただきます。

我々は、皆さんのニーズに合わせた『オーダーメイド』の解決方法を提案すべく、日々精進してまいります。お気軽にご相談ください。



**ご相談・お問い合わせはこちらへ！！**

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。